

# 青 梅 市 森 林 整 備 計 画

(<sup>そま</sup>緑に<sup>もり</sup>朽る森林づくり)



計画期間

〔 自 令和 3年 4月 1日 〕  
〔 至 令和1 3年 3月 3 1日 〕

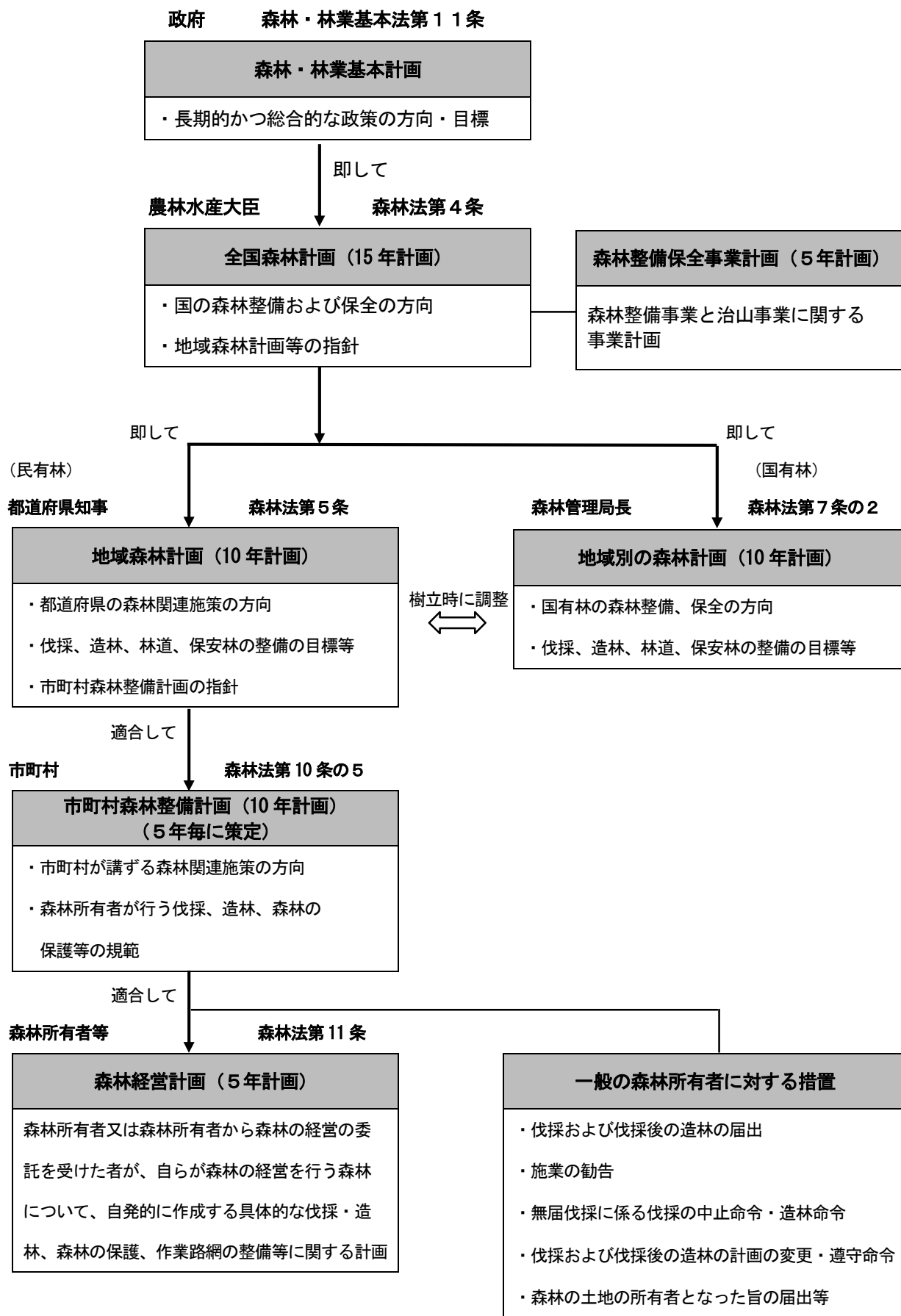
青 梅 市

(令和 3年 4月 1日樹立)

(令和 4年 3月変更)

# 森林計画制度の体系図

(出典：林野庁)



## 計画の位置づけ

本計画は、森林法第10条の5にもとづき、地域の森林のマスタープランとしての性格を発揮させるべく、本市内の自然条件や森林資源の構成、森林に対する社会的要請および森林・林業に関する諸施策の実施状況等を勘案し、「多摩地域森林計画」で定める基本的な考え方、基準および指針等を規範とします。

これらを踏まえ、本市の抱える林業の現状・課題について、木材の成長年である50年以上先まで見据えた計画が必要であることから、5年毎の策定の際には十分な検討が必要となります。

また、本計画の策定においては、「青梅市総合長期計画」を森林整備の面から推進し、「青梅市都市計画マスタープラン」「青梅市緑の基本計画」、その他の関連計画との整合も図った計画とします。

### 青梅市森林整備計画の位置づけ

